

平成 29 年 2 月 1 日
宮城県津波対策連絡協議会資料

各ガイドライン等による避難勧告・指示の発令

○ 「宮城県津波対策ガイドライン」(平成 26 年 1 月)

津波注意報が発表された場合においては、即座に避難対象地域の居住者等に避難勧告を発令する必要性は少ないと考えられるが、海の中や海岸付近は危険な状態となるため、海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対して、津波注意報の発表を知らせるとともに、海岸付近から離れるように避難勧告を発令する必要があります。

○ 消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」(平成 25 年 3 月)

大津波警報・津波警報を認知した場合又は大津波警報・津波警報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に基準に基づき避難指示又は避難勧告を発令する。津波注意報を認知した場合又は津波注意報の通知を受けた場合は、海岸付近にいる者に対して必要に応じて避難勧告を発令する。

○ 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」(平成 29 年 1 月)

【判断基準設定の考え方】

(大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合)

- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示(緊急)のみを発令する。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

- ※ ① 大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。
- ② 津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする。
- ③ 津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

以上